

平成23年度 第2回三次市地域公共交通会議 会議録

平成23年9月29日(木)

14時00分～15時20分

十日市コミュニティセンター 第2会議室

○開会

(事務局)

失礼いたします。

平成23年度 第2回三次市地域公共交通会議をご案内しましたところ、委員の皆さまには農繁期の最中、大変、お忙しいところご出席を賜り、感謝申し上げます。

それでは、ただいまから、本年度「第2回三次市地域公共交通会議」を開会させていただきます。

報告事項に「本交通会議の委員の交代について」とありますが、8月1日、津森貴行副市長が就任されました。

このことに伴って、「三次市副市長の事務分担に関する規則」に沿い、津森副市長が地域振興部を所管されることとなり、本交通会議の設置要綱の規定に沿い、新たに本交通会議の会長となりました。

それでは、ここで津森会長から、就任のごあいさつも含めてごあいさつをお願いします。

○会長あいさつ

皆様こんにちは、津森でございます。

8月1日から三次市の副市長に就任しております。また、この度、この会議の会長を仰せつかることになりました。副市長という立場、それから会長という立場の両方について改めてよろしく願いいたします。

この会議については、もうすでに今年度に入っておりますし、私は途中からということですので、皆様のほうがよく承知いただいているかと思えます。言うまでもなく公共交通の果たす役割をしっかりと考え抜きチェックをしていくという風にとらえています。

三次市は非常に面積が広く、広大なエリアを抱えておりますが、この地域内における生活輸送を担うということを考えたときに通勤・通学・通院・買物、こういう人の移動をとにかく円滑にしていく、また高齢者の方がたくさんおられますので、高齢者の方、障害をお持ちの方等の移動、そういうことを考えなければいけないというところでございます。

私が言うまでもないのですが、これからは人口減少等、人口がどんどん減っていくわけでありまして。そういう中で需給のバランスというものをよく考慮しながら将来にわたって、いかに持続的な生活交通の機能を確保していくか、また、いかに利便性の向上を図るかといったことが命題としてありますので、この会議の場において知恵を絞り合いながら考えるだけでなくて実行に移していけるような、そういう枠組みとして期待に沿う役割を果たしていけるようになればと思いますので、皆様一緒に頑張ってみましょう。

最後になりますが、私自身はこちらに来る前は国土交通省にいました。総合政策局というところにおりまして、インフラ関係ですね、社会資本全般ということで社会資本整備の重点計画というものの策定等もしておりました。実は総合政策局の中には公共交通を担当するセクションもありまして、交通計画局というのがあったのですが、そちらの方とも私自身は仕事上よくお付き合いをさせていただいておりました。ですので、地域公共交通の関係は、私は専門家ではありませんがインフラ整備等設備に関連、連動するものとしてそれなりに見てきた立場でもありますので、そういう面で私自身の持てるものを発揮できるようにしてまいりたいと思っております。以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○連絡事項

(事務局)

それでは、会議に入らせていただきます。その前に何点かご連絡いたします。

商工会議所の竹本委員は出張のため、道路管理者として参加いただいております花本委員も別件公務のため欠席する旨のご連絡を頂戴しております。

また、オブザーバーとして西日本旅客鉄道株式会社広島支社から広海様にご参加いただいております。よろしくお願いいたします。

本会議は原則公開としておりますので、報道関係者の傍聴、また、会議資料及び質疑応答などの会議録については、市のHP上で公開する予定になりますこと、ご了解いただきたいと思います。

また、「会議次第」であります。先日、本日の資料と同封しました「次第」にて進めさせていただきます。

それでは、本会議は要綱第7条の定めにより、会長が議長となりますので、これからの議事進行につきましては、津森会長でお願いいたします。

(会長)

委員の皆さまには、大変お忙しい中で出席を賜っておりますので、早速、議事に入らせていただきます。

なお、本日の会議は、概ね、3時半(約1時間30分程度)を目安にしたいと考えておりますので、委員の皆さまのご協力、よろしくお願いいたします。

次第の3 報告事項(1)「三次市地域公共交通会議委員の交代について」は、先ほど、事務局からありましたように、私の本会議への参加であります。重ね重ね、よろしくお願いいたします。

それでは、(2)「三次市有償運送運営協議会の協議・結果について」及び(3)「作木町自家用有償旅客運送実証運行(過疎地有償運送)の経過について」を関連がございますので、一括して事務局より報告させます。

○報告事項

《(2)「三次市有償運送運営協議会の協議・結果について」》

(事務局)

会議資料の4ページをご覧ください。

平成23年7月19日火曜日、みよしまちづくりセンターにおいて、三次市有償運送運営協議会を開催しました。

この協議会は、本市の連携計画にあります作木町域で実証運行を行います。「自家用有償旅客運送」の登録に際し、その必要性や内容、さらには、関係する事業者間の調整を協議するものであります。

まずは、本運営協議会の指針や基準を定めました。この指針や基準につきましては、平成22年度第4回の交通会議でお示ししております。

これに基づき、今回、運営主体となり実証運行を行います「特定非営利活動法人元気むらさくぎ」から申請のあった事項について協議を行っています。

この協議事項については、自家用有償旅客運送を始めようとする団体の登録に際し必要事項を定めていますが、これを平成18年9月15日自動車交通局長からの「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」、それから「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」②の「過疎地有償運送について」の各審査項目に照らしあわせ、5ページでございます構成委員とアドバイザーとして社団法人広島県タクシー協会の専務理事もご参加いただき協議しております。

それぞれの内容につきましては、会議資料に「協議結果」としてお示しさせていただいております。

結論としては、申請地である作木町及び布野町域において、「特定非営利活動法人元気むらさくぎ」が自家用有償旅客運送を行う必要性が認められると合意いただいたところでございます。

この合意された内容をもって8月17日、必要書類を添付され、中国運輸局広島運輸支局長宛に登録手続きを行い、先般、正式に登録完了とのご連絡を頂戴しております。

約2年間にわたる協議、そして数々の準備を経て、この度、広島県において過疎地有償運送としては登録第1号となりましたこと、皆さまに報告し改めてお礼を申し上げます。

《(3)「作木町自家用有償旅客運送実証運行（過疎地有償運送）の計画について」》

(事務局)

続きまして、「作木町自家用有償旅客運送実証運行（過疎地有償運送）の計画について」を報告いたします。会議資料の6ページをご覧ください。

先ほど、ご説明しました運営協議会の合意、さらには登録申請と平行して運行開始前の仕上げの取組みをNPO法人、作木支所とともに進めてきました。

まずは、この輸送の「愛称」・「ロゴマークデザイン」の募集であります。

昨年も市街地循環便バス「くるるん」でも、地域に愛され、親しみを持っていただけるようにと、同様な取組みをしたことは、委員の皆さまの記憶に新しいところですが、作木町内において7月の初旬から8月初旬まで募集を行い、「愛称」「ロゴマークデザイン」とも34件の応募がありました。

NPO法人元気さくぎの方とともに、選考し、愛称は「さくぎニコニコ便」、ロゴマークデザインは「あゆ」をモチーフにしたものに決定し、若干の修正を加え、会議資料にお示ししているデザインとして完成いたしました。

「愛称」は、利用される方がいつまでもニコニコと元気でいて欲しい。

また、「ロゴマーク」は、作木の「あゆ」は美味しいし、名物だからと、いずれも作木小学校4年生の児童の応募作品が採用となりました。

実証運行開始日は、運行主体であるNPO法人との協議の末、10月5日水曜日と決定しています。

会議資料の中ほど「実証運行計画等」であります。8月9日「作木町自家用有償旅客運送検討会議」「ボランティアドライバー等連絡会議」を開催しました。

「作木町自家用有償旅客運送検討会議」では、自治連合会、各地域の代表者の方に経過及び実証運行内容をお伝えし、「ボランティアドライバー等連絡会議」では、実証運行の詳細について報告・協議をいたしました。

さらには、先ほどもご報告しました登録について8月17日に行ったこと。

今後、この取り組みにご協力いただく地域の区長さんや民生委員の方には、以前の交通会議でもお話ししました地域の方に出演いただいて作成した「利用方法DVD」を上映しながら、実証運行内容をご理解いただくようにしました。

この説明会と平行して、利用会員登録をお願いし、9月20日現在では、91名の登録がなされました。

今、現在、作木支所に聞きますと170名近い方が登録を申し込んでいただいているそうです。

ここで別紙資料1をご覧くださいませ。

この資料は、この過疎地有償運送を町民の方に知っていただくために配布した広報チラシ、2枚目は、先ほど報告した利用会員登録用紙であります。

一枚目のチラシには、この輸送の便利さや利用方法・予約方法・利用当日の運行の流れなどをイラストでなるべく分かりやすくお示ししています。

また、裏面には各地区の運行曜日、そして運行するダイヤを掲載しています。

基本的には、JR三江線、路線バスの作木線、赤名線の運行に連結する時間設定を行っています。

あくまでも市街地などへの広域間移動を担うモードとしております。とは言いましても市民バス路線から離れた地域へお住まいの方のためにも、町内での通院や買物に利用できるよう、広域間移動ダイヤに合わせ、その経路上での乗降できるように設定しています。

2枚目の利用会員登録申請書の裏面には、利用要領を記載し、運営主体の周知や悪天候での運行中止、万が一の事故等の場合についても加入している保険の範囲内での補償、そして、利用する旨を家族等に事前に周知いただくようにしております。

そして9月22日には、ボランティアドライバーの方にお集まりいただき、この輸送が関係法令に規定された背景や運転の心得をまとめた「安全運転マニュアル」緊急時の対応策「危機管理マニュアル」苦情対応の「苦情処理マニュアル」を作成していますので、それに基づき、法令で定められた運行管理責任者及び代務者による始業前点呼の実施、車両日常点検や乗務記録などの書類作成、万が一の事故が発生した場合の連絡系統の確認、人命の救助が最優先である等の研修会を実施しています。

午後は実際に車両に乗って、道路の危険箇所の現地確認等を行っています。

それぞれのマニュアル、道路運送法など関係法令、国土交通省のホームページにある「NPO等が行うボランティア輸送における運転協力者のための代替講習」をまとめて冊子にし、各ドライバーそして事務所に備え付けています。

最後になりますが、「さくぎニコニコ便」出発式セレモニーのご案内です。

先ほど、運行開始は10月5日とご説明しましたが、出発式は10月1日土曜日10時から作木ふるさと活性化センター「川の駅」で行います。

運行ダイヤに朝早い時間が設定されていること、並びに愛称やロゴマークデザインの採用者が小学

生と言うこともあって学校が休みの日である土曜日に設定しました。

委員の皆さまも、今回、ご案内しておりませんが、もし都合がつけば参加のほど検討してみてください。

以上、「三次市有償運送運営協議会の協議・結果について」並びに「作木町自家用有償旅客運送実証運行（過疎地有償運送）の計画について」の説明を終わります。

（会長）

ありがとうございました。事務局から2点の報告がありました。何かご質問等ありますでしょうか。

（委員）

先ほど説明のありました各マニュアルについて、私たちにも見せていただきたいと思うのですが。この運行に際し、運行管理者であるとかどこまで定めが必要なのかわからないと思いますので。

（事務局）

ただ今、実際のマニュアルについては持ち合わせておりませんので、後日、ご覧いただけるようにいたします。

（委員）

さくぎニコニコ便においても、我々、事業者と同様、責任を持って運行にあたられたいと要望させていただきます。

（事務局）

若干ご説明させていただきたいと思います。自家用旅客有償運送と言いましても、先ほどの運行管理者の行う始業前点検など基本的には、タクシー事業とほぼ変わらない規定がございます。

運行管理者につきましては、道路運送法施行規則に規定されているように車両5台以上は有資格者が必要でございますが、本運行は常用車1台、予備車1台を配置しておりますので、運行管理の責任者を配置させていただいております。

なお、この責任者、代務者を含めて運行前の対面点呼、そして車両の日常点検を実施した後、輸送にあたるといったもの、さらには、万が一の時の行動・連絡先などをまとめたものをそれぞれのマニュアルとしております。

（委員）

作木町では、山深くに点在する大変な地域がございます。そういった地域の方もご利用できるわけですね。

（事務局）

今回の輸送は路線を定めず各地域、つまりはエリア・面として利用ができます。実際には作木町の自治会の区域である上地区、中地区、下地区の3つ分けて予約いただければ、道路事情の関係もあり

ますが基本的にはどこでもお迎えに行き、また、お送りいたします。

(委員)

現在、ボランティアドライバーは何人いらっしゃいますか。

(事務局)

10名の方が所定の講習を受講され、登録されています。

(会長)

そのほかないようでしたら、すすめさせていただきたいと思います。報告事項の(4)について事務局からお願いします。

《(4)「公共交通モビリティマネジメントの実施計画について」》

(事務局)

会議資料の6ページ、下段をご覧ください。第1回の交通会議でも今年度の事業計画として、公共交通の利用促進、モビリティマネジメントを実施して行こうとの確認がなされています。このことから、備北交通様と連携し、別紙資料2のとおり、小学生を想定した「バスの乗り方教室」を学校へご案内申し上げているところです。中身については、割愛させていただきます。残念ながら、今、現在、問い合わせについては、いただいていないところです。しかしながら、昨年事務局が塩町中学校で総合学習の時間に参加したことを以前、お伝えしましたが、今年も先月、塩町中学校の生徒4人が市街地循環バス「くるるん」の導入経過や市内の交通網について学習に来ました。生徒が考えている公共交通であったり、まちづくり全般についてなどを約1時間かけて、一緒に学習いたしました。このことを生徒がそれぞれまとめ、プレゼンテーションするそうです。また、要請があれば、中学校のほうにも出向こうと考えているところです。以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

(会長)

皆さんのほうから、何かございますか。

(委員)

私どもも乗り方教室など推進しており、またそういった部局もありますので、何らかの形でお手伝いができるかも知れませんので、お知らせいただければと思います。

(会長)

ありがたい申し出ですので、これからも情報共有しながらやっていければと思います。

それでは、続きまして(5)の「三城(さんじょうせん)、敷名線(しきなせん)の新設バス停の設置等について」を備北交通の実兼(さねかね)委員からご説明願います。

(實兼委員)

資料の7ページの地図と路線図をご覧ください。三次から庄原線の中央病院経由の運行経路の変更と敷名線の運行経路の変更とバス停の新設を予定しております。概略ですが、地図の左にあります中央病院とワイナリー、そして青色の経路を通りまして、赤い新設停留所をとおり次の交差点を右折し鍛冶屋、これが新しい三城線あるいは敷名線の運行経路になります。黄色は既設の停留所、赤が新設の停留所でございます。

三城線については停留所の追加も含め、美術館、ワイナリー前の停留所も合わせて停車するという停留所の追加、敷名線は現在中央病院からワイナリーを往復しておりますが、今回運行経路を統一することとしております。実施については、10月1日を予定しております。

(会長)

バス停設置について、また全体を通して何かございますか。

報告事項は以上5点ということです。

それでは、協議事項に移ります。

それでは協議事項の(1)を事務局からお願いします。

(事務局)

会議資料の8ページをご覧ください。

本市の連携計画の地域内生活交通の再編として「三次市民バス等の再編」を掲げています。昨年も2地域において一部路線の廃止やダイヤの減便等実施したところですが、今回、ご協議いただきますのは、甲奴町線のデマンド化であります。既に連携計画、及び今年度事業計画でもご議論いただき、実施する方向で確認がなされているところですが、運行地域、基本路線であったり、ダイヤ設定、さらには運賃設定などの細部にわたって、本日、ご協議願うものであります。

甲奴町エリアにおいては、合併以前は患者輸送バスを合併後には、これを継承した形で、有償化を行い三次市民バス、いわゆるコミュニティバスに移行した経緯があります。

合併当初は旧道路運送法の21条、路線バス等のいない地域で貸切事業者へマイクロバス等を用いて地域内交通の確保として運行を委託していましたが、平成18年10月の道路運送法の一部改正により、乗合事業、みなし4条路線と位置づけられたものです。

会議資料にお示ししていますように、少子高齢化や人口減少も伴って利用数は、減少を続けています。さらには、高齢化のため、バスは近くを通過してもバス停に歩いていくことが困難であるといったことをよく耳にするようになりました。そういったことから、昨年も、上川地区の一部を予約にて近くまで運行するよう変更も行ったところですが、このような課題の解決策として、デマンド化への転換として連携計画に位置づけているところです。

今回の実証運行の内容であります。まず、①として運行態様等についてであります。再編計画として、路線で移動経路を定めている定時定路線型からエリア、面で移動区域を決める区域運行型に変更いたします。つまりは、デマンド方式、予約型へ転換いたします。今回の変更で、バス停まで歩かなくても、原則、自宅まで送迎が可能となります。運行事業者は、有限会社甲奴タクシーとします。この業者決定については、現在の市民バスの受託事業者であり、合併後の運行開始以来、この運行に

携わっており、過去に大きな事故もなく、安全に業務を行っていただいていること。そして、運輸局から公示のある「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」の「5. 区域運行に係る事業計画等」に示されているように、営業所、事業用自動車、車庫、休憩仮眠施設の規定や、さらに、営業所については営業区域内にあることを要するものとする、とありますので、該当事業者のほかは、現状では想定できないものであります。

続いて②の運行区域、基本路線・予定ダイヤであります。同町内の大字単位を三つのエリア分けをし、現在の市民バス路線を基本路線とします。運行曜日は、まだ予定ダイヤとして表にお示しさせていただきます。今後、事業者間の最終調整を経て決定することとしています。基本は、各エリア週2日で設定する計画であります。ダイヤについては、地域間交通であるJR線や路線バスへの結節をできるだけ考慮するとともに、通院や買物に使い易い時間帯を設定します。

③の運賃であります。昨年より自治連合組織等の協議において、運賃値上げに対する緩和を求められていること。また、まずは利用して慣れていただく意味でも段階的な値上げ、1年後は市内で運行している類似交通同様に300円とすることにしています。

この運行に係る予約等については、全て運行事業者が行うこととしますので、運賃収入については、オペレーター労務の対価として考えております。この部分で運行事業者もただ運行するだけでなく、利用促進いわゆる営業的な要素も取り入れることができるのではなかないと期待しているところです。

④として使用車両、事業用自動車であります。会議資料に車両の画像をお示ししていますが、常用車両の4台及び中段の予備車両の1台については、貸切事業登録、下の4台については乗用、タクシー登録であります。今回、車両を併用することについてご了解いただきたいと思っております。

また、先ほどの「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準」には、11人以上の車両とありますが、輸送力が明らかに確保されると認められる場合、本交通会議の協議で11人未満車両、ワゴン車等での輸送も可能となります。

現在の市民バスの利用状況や営業区域内の道路事情、さらには利用者の自宅付近までの運行となりますと、逆に11人以上乗車可能車両よりも、フットワーク良く業務が遂行できると考えています。このことから、最低車両数も1営業所毎に最低3両を満たすこととなります。

10ページであります。乗降場所の設定につきましては、町内にあるコミュニティセンターなどの公共施設や診療所、駅などを設定します。

最後に実証運行開始までのスケジュールですが、8月に自治連合会役員会や民生委員・児童委員協議会での再編計画の説明をしました。住民や利用者への周知については、9月から各地域で行われています「敬老会」で別紙資料3のとおり、利用方法を簡単に編集したDVDを見ていただいております。参加者は高齢の方なので、チラシ等に説明文を書いてお見せしても伝わらない。以前看護師であった顔見知りの方に出演していただき、楽しみながら、内容を理解していただくよう、工夫させていただいています。現在、2会場で上映しましたが、今後10月2日の日曜日にも2つの敬老会で上映することとしています。今後、支所だよりや防災無線を利用すること、さらには運転手さんに直接、利用者へ声をかけていただくなど、利用内容の変更について周知・徹底したいと考えています。

実証運行開始は12月を想定しています。当初計画では11月としていましたが、他の事業との絡みなど、諸般の事情により12月を考えております。

以上、市民バス甲奴町線のデマンド化についての説明を終わります。

(会長)

この件につきまして、皆さん何かございますか。

(委員)

DVDなどを持って各地域をまわっていただいているということですが、本郷地域ではどの機会をとらえて説明されるのでしょうか。

(事務局)

今後サロンなど、機会あるごとに説明に行かせていただきます。

(委員)

料金を段階的にあげるということですが、身障者の方の料金はどうなっていますか。甲奴町の場合はどうされますか。

(事務局)

現行市民バスは、市民バス運行条例に基づいて運行され、運賃 100 円となっております。今回デマンド化を行います。現行の条例の範囲内で運行を行いたいと思います。実証期間中は利用の周知ということも含めて 100 円で運行したいと思います。規則に介護認定者や身障者等は減免する規定がございます。甲奴についても減免の対象になるかと思えます。今後 200 円や 300 円とする場合は、別の条例を定める必要があります。減免については別途検討してまいりたいと考えております。

(会長)

今後に向けて整理しなければいけないというご指摘かと思えます。今後必要な整理をお願いしたいと思えます。

(委員)

運賃の件で、乗られる方は身障者の方が多くなっています。10 人のうち 7 人くらいが減免対象であり、1 日あたり 900 円くらいの収入しかならない。一人雇って 8 時間労働ということになると最低賃金の保証は確実にしていただきたい。

(事務局)

協議をさせていただきます。

(委員)

区域運行に変わったということですが、乗降については各エリア完結型となるのでしょうか。中心部に行かれる方がほとんどですから、エリアをまたいでというのは想定されにくいかもしれませんが、エリアをまたいで運行も認められるのでしょうか。

10 ページの乗降場所について、場所を選定された理由はどうなっていますか。デマンドによりフ

リーに乗れるというメリットもあるのではないのでしょうか。一方で、今後乗り過ごしなどの混乱もあるのではないかと思います。限定するのであれば作木のようにダイヤを設定して、この時間に出発します、つまり予約がなければ運行しませんという運用でもよいのかと思います。

予約について、往路については家から予約ができますが、帰りが診療時間によっては予約を変更したいということで困ることがあると聞きます。支所や農協などありますが、復路の予約のサポートができないのでしょうか。

(事務局)

町内の移動に関しては本郷への移動が大部分かと思います。しかし、各コミュニティセンター等の教室等へ参加したいという要望が実証運行のなかであれば、柔軟な対応を考えていきたいと思います。

復路の件ですが、布野町の市民バスで現在やっている、ある程度の停留所間は運行して、もし乗客がいらっしゃればその先の区間も運行するといった方法もとれるのではないかと考えています。また、甲奴町の商工会と連携して協力をお願いしていきたいと思います。

(委員)

帰りは予約がなくても決まった時間で主要ポイントをまわっていくということでしょうか。

(事務局)

乗り遅れなどのトラブルも考えられるので、慣れていただくまではそういった運行も必要ではないかと思います。

(委員)

三良坂のふれあいタクシーにインセンティブがあったかどうか定かではないが、デマンドとしては2件目になるので、三良坂との整合性を教えていただきたい。あと、提案なのですが、DVDで映像化するのはよい取組と思います。三次市内にはケーブルテレビがあるのでそこで流せないでしょうか。また、三次市の地域公共交通全般を映像化して流していくPRのあり方も、これまで紙ベースが中心だったり、ホームページに掲載するといってもお年寄りではなかなか難しいので、ピオネットを活用したりほかの映像媒体を使って三次市全体の公共交通のPRをしてはどうでしょうか。

さくぎニコニコ便という愛称で決まったとあったが、三次市民バスや市民タクシーという呼称で呼ばれてきましたが、地域ごとに愛称やロゴマークを持って運行するという取り組みをすすめていってはいいいのではないのでしょうか。このように制度変更する際に取り組まれてはどうかと思います。

(会長)

ご質問・ご提言があったと思いますが、事務局からありますか。

(事務局)

インセンティブの件ですが、市民バスとは異なり「ふれあいタクシーみらさか」については補助金として広域商工会へ出しています。その中にはインセンティブがあり、利用が33人以上の場合は利

用料金をインセンティブ費用として広域商工会でご自由にお使いいただいています。今回甲奴タクシーにお願いするデマンド化では委託という契約形態になるため、若干意味合いが違ってきます。

市内全般の公共交通を映像化しピオネットでということですが、確かにこれまでは紙ベースが多く、市広報に載せてもなかなか読んでいただけません。むしろ新聞に載った方が反響が大きいことがあります。今年コンサル契約も結んでいますので、映像化したものが作成できるか検討していきたいと思います。

愛称やロゴマークの件ですが、昨年度も市街地循環バスについては皆さまから応募いただき「くるるん」という名称にしました。地域の皆さんと検討した中では、車両も黄色の車両としました。さくぎのニコニコ便については、今回新たな交通とし導入することから公募しました。理由としては地域に愛していただきたい、運行後も皆さんで盛り上げていただきたいということでこのような手法をとりました。甲奴町のデマンド化においても、できれば事業者と協力して、車両にワンポイントつけるなど工夫できればと思います。愛称の募集についても検討していきたいと思います。

(会長)

PRについては市のあらゆる手段をつくして、可能な限りやっています。

(委員)

三良坂でも平成17年の後半から実証実験ということで同じようにスタートしました。予約制がいよいよでなかなか理解してもらえません。利用者も当然ながら、地域の方の理解がなかなか得られない、待合所となる施設の職員さんや商店街の店主さんにも理解をしてもらわなければいけません。その努力も必要となります。また、何回か利用していただく中で仕組みがわかってきますので、しばらくかかるかも知れません。

(委員)

帰りの電話ですが、高校生は携帯電話を持つてはいけないことになっている。公衆電話もあまりないので、私の事務所はちょうど駅にあります。高校生がよく電話を借りにきます。甲奴町も帰りの件はよく考えておかないと難しい面が出ると思います。

(会長)

今後留意すべき点などいろいろご意見をいただきました。実証の取組自体についてご異論はなかったと思います。

(委員)

9ページの資料の訂正をお願いしたいと思います。各車両の写真がありますが、一番上の貸切車両併用4台の右側3台10人乗りとありますが、これは通常ジャンボ車両とありますが、タクシー（乗用）のほうに入ります。事業種別が違うので貸切と乗用で分けた方がよいと思います。また確認ですが、定時定路線からデマンドに変更ということで乗降場所をいくつか指定されていますが、これまでの停留所はデマンドではお使いになれないということになります。

(事務局)

乗降場所については、各施設等の駐車場や広場で設定したいと思います。

(会長)

ご提案した内容で再編の運行をすすめていくことで皆さんよろしいですか。

= 承認 =

続いて協議事項の2点目に移りたいと思います。

備北交通運行路線の事業計画変更(案)について説明をお願いします。

(實兼委員)

資料11ページですが、作木線というのは三次市と島根県美郷町を運行しています。今回経路変更を計画しているのは作木町の伊賀和志地区から島根県の県境にかけての部分ですが、この区間は375号の川沿いを運行していたわけですが、近年バイパスとトンネルができ経路変更した経緯があります。川沿いは狭隘な部分もあり、冬期のこともあり経路変更しました。伊賀和志地区から休止を予定している黄色で示している部分は、当時若干のご利用があったということで、バイパスから一旦入り、立ち寄り運行ということで黄色いところを運行し、またバイパスに戻っていました。黄色の部分において実態調査を行った結果、極めてご利用が少ないということで、この際安全性と利便性の向上のため、この区間を休止したいということです。この区間に往復に約11分かかっており、狭隘な部分もありますので安全サービスの向上ということで変更を計画しています。予定としては冬期の前ということで、11月から計画しています。

(会長)

事務局補足はありますか。この件につきまして、皆さん何かございますか。

(委員)

休止される路線沿線の住民はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。また、さくぎニコニコ便でカバーされるものと考えてよいのでしょうか。

(實兼委員)

戸数はわかりませんが、バスの利用実態はこの調査のとおりとなっています。

(事務局)

戸数は把握していませんが、以前は柳原地区に透析を受けておられる患者さんがいらっしゃいました。以前もこの区間について休止という提案もありましたが、この方の命を守るということもあり、このダイヤを残してきました。現在はその方も入院しておられ、現状利用がほとんどない路線です。さくぎニコニコ便を10月から運行するので、そちらをご利用いただきたいと思います。また、作木

支所を通じて地元の代表者の方にこの件をお話して、ご理解いただいているところです。

(会長)

私も戸数は正確なところはわかりませんが、2桁はいかないのではと思います。いずれにせよ、さくぎニコニコ便でカバーできるということでございます。そのほかよろしいでしょうか。

それでは、ご提案のあった作木線の一部路線の休止については合意がなされたものとします。

続いて、その他について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、別紙資料4にてご説明させていただきます。

これについては、現在、安芸高田市の川根地域で川根振興協議会が運行主体となり行われています。自家有償旅客運送、市町村運営有償運送の乗り入れ期間延長、更新の協議依頼であります。

平成21年度第2回の交通会議で、同市域から作木町の香淀駅、診療所への運行について協議依頼があり、ご協議のうえ、ご了解いただいている案件であります。資料の文中に「道路運送法第79条の6の規定に基づき、更新手続きを行う必要がある。」とありますように、手続き上のことでありますので、問題ないと事務局では判断しております。

続いて、平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業の監査についてであります。

平成23年9月16日、中国運輸局広島運輸支局において昨年度事業に係る書類、会計について担当者の監査を受けました。概ね良好としていただきましたが、「三次市地域公共交通会議財務規則第9条第3項」に規定する市長への決算報告書類に添付していた事業毎の決算の一部金額に記載の間違いがありましたのでそれを訂正して先日送らせていただいたところです。また、市街地循環便「くるるん」の記念回数券があまり売れていないということで、販売促進をするようにとのご意見をいただきました。

安芸高田市の協議依頼、及び監査については以上であります。

(会長)

それでは2点につきまして何かございますか。

特によろしいでしょうか。それではこの2点につきましては問題なしとさせていただきます。

協議事項も一通りすすめてまいりましたが、全体を通じて何かございますか。

(委員)

今回の議題とは関係ないのですが、さきほど市民バスの乗降場所について、デマンドバスは既存のバス停は使用できないということでしたが、例えば既存の路線バスに接続したい場合、バス停に停められないということであれば離れところに停めて歩いていかなければいけないというのはどうなのでしょう。

(事務局)

市民バスは、定時定路線ですが、デマンド化にして区域運行になればバス停は駐停車禁止ですので、

停まれないということになる。

(委員)

場合によってはどこかのバス停に接続したいということがあるかも知れません。報告事項にあったさくぎニコニコ便も作木診療所前で路線バスに乗り換えということになっているが、実際はバス停というわけではないのだと思いますが。

(事務局)

さくぎニコニコ便も作木診療所前のバス停ということにしていますが、実際は診療所の駐車場に停まることとなります。布野のバス停も農協の駐車場ということになっております。

(委員)

乗り継ぐわけですから、バス停に停まれたほうがよいのではないのでしょうか。そういったところは実情にあっていないのではないかと思います。率直に聞いてみました。

(委員)

同じところで降りて乗り継げればよいというのはわかりますが、現行法規上というのがありますので、近いところで乗降スペースを確保するという対応していただくこととなります。

(委員)

これについては、県内色々なところで話があります。乗り継ぎを重視するところでは大きな問題となっています。県警でも意識は持っていていただいているようで、法改正の要望等もあるというふうにお聞きしています。利用される方に不都合がないということであればよいのですが、不都合があって今後このような運行形態が増えていき、法改正を訴えていったほうがよいのであれば、行政の立場で参加させていただいているので、そういったところは実情にあったものにしていきたいと思います。

(委員)

地域性もあるのかも知れませんが、三良坂ではそういった要望は出ていません。

(委員)

警察としては、バス停は駐停車違反となるので、法改正は必要となります。全国的にこのような会議があり、指針が示されていると思います。一地方ではなく、全国的に実施するという方向が示されれば検討される余地はあると思いますが、今の段階ではそこまで至っていません。

(委員)

私は三次市以外の交通会議にも参加していますので、今出ている問題については他の自治体でも伺っています。全国一律の道路交通法では、白ナンバーは私的な交通であるので駐停車が認められてい

ませんが、現在自家用有償運送など中山間地域の小規模の需要に対応した市町村の交通が増えており、実際の運行は路線バスに接続したり、乗降の安全面となると、たしかに白ナンバーが公共交通的な運送を担っている実態が増えていると思います。この交通会議で合意した場合には、法改正をどのように地域限定で行っていくのかなど運用上は難しいかも知れないが、将来的には必要性はあると思っています。県で実態調査などされればよいと思います。

(会長)

支障が生じる場合は、我々は法律そのものを変えることはできませんが、声をあげていくことはできます。また、国や県の方もいらっしゃるの、色々な場で全国的な課題ををキャッチアップしていく場面があればこういった意見があったと伝えていただきたいと思います。ほかのメンバーも発する機会があれば発していくべきだと思います。

(委員)

バス停を使うという場合はバス停の所有関係もあるので、バス停の所有・使用も含めて調べられたらよいと思います。

(会長)

支障が生じている場合は、ちゃんと正確に伝えていかなければならないと思います。それがこの会議のひとつの役割だと思います。

本日予定しておりました事項については一通り終了いたしました。

これから作木町での実証運送や甲奴町のデマンド運行も年末までにということで、実行に移していくものが色々出てまいりますので、引き続き委員の皆さまには、ご協力をお願いしたいと思います。本日は大変ご苦労さまでした。